

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○国土調査の成果の認証  
○海岸保全区域の変更(五件)  
○土地収用法に基づく事業の認定  
○海岸保全区域の変更  
○公聴会の開催  
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定  
○公聴会の開催  
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

### 公 告

○政治団体の届出  
○政治団体の届出事項の異動届  
○政治団体の解散届  
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分)  
○資金管理団体の届出事項の異動届  
○資金管理団体の指定取消等の届出  
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和三年分)  
○政治団体の届出事項の異動届の訂正

### 選挙管理委員会

○宮城県告示第六百五十号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を

## 告 示

認証した。

令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

気仙沼市

二 調査を行った時期

令和二年度から令和三年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市外浜の一部、同大初平

五 認証年月日

令和五年十月十三日

○宮城県告示第六百五十一号

海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第一〇六号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		地区 海岸名	指 定 区 域
沿岸名	漁港名		
仙台湾沿 岸	閑上漁港 海岸	閑上地区 海岸(井 十浦地区)	次に掲げるイ点から二点までを順次結んだ線及びイ点と二点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 仙台市若林区井土字須賀三の三番地外の北緯三八度一〇分五八秒二二八二東経一四〇度五七分四五秒四三五六に設置した真鍮杭 イ点 基点A点から一二度一六分三九秒〇・八四九メートル ロ点 基点A点から一二度四九分五〇秒二〇・三八六メートル ハ点 基点A点から二〇二度二〇分三一秒四三七・〇二四メートル ニ点 基点A点から三〇〇度一四分五四秒三〇・一四九メートル の地点

○宮城県告示第六百五十二号

海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第一〇

六号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。  
令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	漁港名	地区	指定区域
仙台湾沿岸	閑上漁港	閑上地区 海岸(東) 須賀地区	次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ線及びイ点とネ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 名取市閑上字東須賀二の六八番地内の北緯三八度一〇分二五秒三二一六東経一四〇度五七三分三九秒五 イ点 基点A点から二八六度三〇分四七秒六四・三三七メートルの地点 ロ点 基点A点から一八六度四二分五五秒一八五・〇〇五メートルの地点 ハ点 基点A点から一六度二〇分一三秒二四三・三三九メートルの地点 ニ点 基点A点から一六度一五分〇七秒一一・二八九メートルの地点 ホ点 基点A点から一〇度五四分四〇秒一五八・七六八メートルの地点 ヘ点 基点A点から二八度五一分五四秒一一・九七八メートルの地点 ト点 基点A点から二二度二分五七秒七八・九一八メートルの地点 チ点 基点A点から二六度五八分三三秒一〇三・三六四メートルの地点 リ点 基点A点から二〇度八分三〇分一五秒一一・一一八メートルの地点 ヌ点 基点A点から二九度三分一五秒一一・〇九九メートルの地点 ル点 基点A点から二四度四分二六秒三〇・一三三メートルの地点 ヲ点 基点A点から二七度五〇分〇五秒五一・〇一九メートルの地点 ワ点 基点A点から三一度二分一七秒五一・〇一九メートルの地点 カ点 基点A点から三四度四分三三秒五一・〇一九メートルの地点 キ点 基点A点から三七度五五分一五・一五三メートルの地点 ク点 基点A点から三九度四分三三秒五一・〇一九メートルの地点 コ点 基点A点から四二度四分三三秒五一・〇一九メートルの地点 サ点 基点A点から四四度二分〇三秒五二・二九一メートルの地点 セ点 基点A点から四四度二分〇三秒五二・二九一メートルの地点 ソ点 基点A点から四四度二分〇三秒五二・二九一メートルの地点 ツ点 基点A点から四四度二分〇三秒五二・二九一メートルの地点 ネ点 基点A点から二七度二六分二二秒四五・六〇四メートルの地点

○宮城県告示第六百五十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第一〇六号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。  
令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	漁港名	地区	指定区域
仙台湾沿岸	閑上漁港	閑上地区 海岸(東) 須賀地区	次に掲げるイ点からウ点までを順次結んだ線及びイ点とウ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 名取市閑上字東須賀二の六八番地内の北緯三八度一〇分二五秒三二一六東経一四〇度五七三分三九秒五 イ点 基点A点から一八六度四二分五五秒一八五・〇〇五メートルの地点 ロ点 基点A点から一六度二〇分一三秒二四三・三三九メートルの地点 ハ点 基点A点から一六度一五分〇七秒一一・二八九メートルの地点 ニ点 基点A点から一〇度五四分四〇秒一五八・七六八メートルの地点 ホ点 基点A点から二八度五一分五四秒一一・九七八メートルの地点 ヘ点 基点A点から二二度二分五七秒七八・九一八メートルの地点 ト点 基点A点から二六度五八分三三秒一〇三・三六四メートルの地点 チ点 基点A点から二〇度八分三〇分一五秒一一・一一八メートルの地点 リ点 基点A点から二九度三分一五秒一一・〇九九メートルの地点 ヌ点 基点A点から二四度四分二六秒三〇・一三三メートルの地点 ル点 基点A点から二七度五〇分〇五秒五一・〇一九メートルの地点 ヲ点 基点A点から三一度二分一七秒五一・〇一九メートルの地点 ワ点 基点A点から三四度四分三三秒五一・〇一九メートルの地点 カ点 基点A点から三七度五五分一五・一五三メートルの地点 キ点 基点A点から三九度四分三三秒五一・〇一九メートルの地点 ク点 基点A点から四二度四分三三秒五一・〇一九メートルの地点 コ点 基点A点から四四度二分〇三秒五二・二九一メートルの地点 サ点 基点A点から四四度二分〇三秒五二・二九一メートルの地点 セ点 基点A点から四四度二分〇三秒五二・二九一メートルの地点 ソ点 基点A点から四四度二分〇三秒五二・二九一メートルの地点 ツ点 基点A点から四四度二分〇三秒五二・二九一メートルの地点 ネ点 基点A点から二七度二六分二二秒四五・六〇四メートルの地点

○宮城県告示第六百五十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第一〇六号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ラ点	地点	ナ点から二七度二〇分一〇秒四五・一六〇メートルの
ム点	地点	ラ点から二七度二〇分一二秒四六・三二六メートルの
ウ点	地点	ム点から二七度二〇分一八秒二〇・四〇九メートルの

沿岸名	漁港名	地区名	指定区域
仙台湾沿岸	閑上漁港	閑上地区 上東二丁目及び閑上東三丁目地区	次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ線及びイ点とネ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 名取市閑上東三丁目五一六の二番地内の北緯三八度一〇分一秒九一・一六東経一四〇度五七分一五秒二二三に設置した測量標 イ点 基点A点から三〇度五五分二〇秒六五五・九四一メートルの地点 ロ点 イ点から一二度一二分五二秒〇・一九六メートルの地点 ハ点 ロ点から二〇度四一分三六秒二・六二二メートルの地点 ニ点 ハ点から二五度三三分三七秒四七・〇三九メートルの地点 ホ点 ニ点から一六度九度三三分〇二秒八・一一〇メートルの地点 ヘ点 ホ点から二五度三三分三八秒四四・〇四三メートルの地点 ト点 ヘ点から二九度〇一分三九秒一・七七一メートルの地点 チ点 ト点から一九八度一七分〇九秒四四九・三〇七メートルの地点 リ点 チ点から二八八度二五分四九秒八一・〇一二メートルの地点 又点 リ点から一九八度〇五分三八秒一〇三・三四九メートルの地点 ル点 又点から一〇八度三五分四二秒一〇一・一五四メートルの地点 ヲ点 ル点から一九八度五三分三秒四・三八三メートルの地点 ワ点 ヲ点から二八八度一六分四〇秒一〇八・三八一メートルの地点 カ点 ワ点から一八度〇三分五七秒一〇九・八一二メートルの地点 キ点 カ点から一〇八度二五分四七秒八四・三七三メートルの地点

○宮城県告示第六百五十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第一〇六号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

タ点	地点	ヨ点から一八度一八分五一秒四四八・四七九メートルの
レ点	地点	タ点から七九度三三分三八秒四七・〇六二メートルの
ソ点	地点	レ点から三四九度三二分五九秒八・一〇四メートルの
ツ点	地点	ソ点から七九度三三分〇九秒四六・四九二メートルの
ネ点	地点	ツ点から二九度四三分三八秒〇・八一〇メートルの

沿岸名	漁港名	地区名	指定区域
仙台湾沿岸	閑上漁港	閑上地区 上東三丁目地区	次に掲げるイ点からヲ点までを順次結んだ線及びイ点とヲ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 名取市閑上東三丁目五一六の二番地内の北緯三八度一〇分一秒九一・一六東経一四〇度五七分一五秒二二三に設置した測量標 イ点 基点A点から四八度二三分五九秒一九・〇九五メートルの地点 ロ点 イ点から一〇八度三三分四三秒七八・七四二メートルの地点 ハ点 ロ点から一九八度〇三分〇三秒四・一五〇メートルの地点 ニ点 ハ点から二八八度一七分一一秒七七・一五九メートルの地点 ホ点 ニ点から二二二度〇二分四五秒五一七・七九八メートルの地点 ヘ点 ホ点から二九二度三〇分一五秒五八・五六七メートルの地点 ト点 ヘ点から二二一度三三分二二秒二〇・四〇一メートルの地点 チ点 ト点から二八七度四九分〇八秒二・四七〇メートルの地点 リ点 チ点から三二二度三三分四二秒一・九六三メートルの地点 又点 リ点から一〇七度五二分三〇秒〇・四八五メートルの地点 ル点 又点から三二二度三三分一四秒二二・六五八メートルの地点 ヲ点 ル点から一二二度三〇分一五秒五七・三五八メートルの地点

○宮城県告示第六百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 仙台市
- 二 事業の種類 仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線（宮沢橋工区）に伴う市道付替工事
- 三 起業地

- 1 取用の部分 宮城県仙台市若林区環場地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由 次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 申請に係る事業は、宮城県仙台市太白区根岸町地内から同市若林区舟丁地内までの延長〇・三キロメートルの区間を全体計画区間とする「仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線（宮沢橋工区）に伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線（宮沢橋工区）（以下「本件事業」という。）は、宮城県知事から平成二十九年二月十三日付けで都市計画事業の認可を受け、令和五年二月二十七日付けで変更認可を受けていることから、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十九条の規定により、法第三条各号の一に規定する事業に該当するものとみなされるとともに、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であることから、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本件事業は、道路法第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であることから、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 1で述べたとおり、本件事業は都市計画事業の認可を受けていることなどから、起業者である仙台市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。また、本件事業において付替えがなされる市道は、道路法第八条の規定に基づき仙台市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条の規定により仙台市が道路管理者であることなどから、起業者である仙台市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

3 第三号要件

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
仙塩広域都市計画道路南小泉茂庭線（以下「本路線」という。）は、宮城県仙台市若林区遠見塚地内を起点とし、同市太白区坪沼地内を終点とする延長約十五・四キロメートルの路線である。

本路線のうち、宮城県仙台市太白区根岸町地内から終点までの区間は、一般国道二百八十六号の一部として供用されており、仙台市西部と仙台市中心部並びに仙台市と柴田郡川崎町及び山形県を結ぶ重要路線の一部となっている。また、本路線が仙台市若林区舟丁地内で接続する都市計画道路宮沢根白石線（以下「宮沢根白石線」という。）は、JR仙台駅東口周辺において、仙台市中心部と仙台市東部を結ぶ一般国道四十五号、都市計画道路元寺小路福室線及び都市計画道路清水小路多賀城線と交差していることから、本路線は、仙台市西部から仙台市中心部を経由して仙台市東部に連絡する道路網の一部としての機能を有している。

しかしながら、本路線のうち、一般国道二百八十六号との接続交差点から宮沢根白石線との接続交差点までの〇・三キロメートル区間が未整備であり、当該区間に対応する現道である市道宮沢橋線と一般国道二百八十六号が交わる宮沢橋交差点が変形交差点となっているため、宮沢橋交差点で交通事故が多発しているとともに、市道宮沢橋線において旅行速度の低下や交通混雑が慢性化している。また、市道宮沢橋線は、仙台市営地下鉄南北線河原町駅から近隣の高等学校や宮城県武道館に向かう途中に位置し、学生等の歩行者が多数通行するが、橋梁の歩道幅員が狭く、歩道において歩行者と自転車の交通が輻輳するなど、交通の安全性が阻害されている。

本件事業の整備により、宮沢橋交差点が十字路交差点となり自動車走行位置が明瞭となることなどから、交通事故が抑制されるとともに、旅行速度が改善し、交通混雑の緩和が図られることとなる。また、本件事業で新たに架設される橋梁において十分な歩道幅員が確保されることから、通行する歩行者及び自転車交通の安全性向上に寄与することが認められる。

本件事業は、本件事業の施行に伴い遮断される市道の従来の機能を維持するための市道付替工事であり、当該市道を現に利用している地域住民が社会生活を営んでいく上で必要不可欠であると認められる。

なお、本件事業及び本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和四年十二月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施

しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。  
(二) 本件事業の施行により失われる利益について  
上記の環境影響調査によると、本件事業及び本件事業の施行区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているギバチ、ミナミメダカ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、キベリマメゲンゴロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業及び本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいとされている。

なお、本件事業及び本件事業の施行区間内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。  
(三) 事業計画の合理性について  
本件事業は、仙台市条例による第四種第一級の規格に基づく四車線の道路を建設する都市計画事業である。本件事業の事業計画は、昭和二十九年十二月十日に都市計画決定され、その後、複数回の変更決定を経て、最終的に平成九年二月十八日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

本件事業は、本件工事の施行に伴い遮断される市道の従来の機能を維持するため必要最小限の範囲で付け替えるものであり、本件事業の事業計画は、仙台市条例等に定める規格に適合していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。  
(四) 比較衡量について  
比較衡量については、合理的であると認められる。

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されたとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたように、宮沢橋交差点及び市道宮沢橋線において交通事故や交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。  
(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、取用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用し、又は使用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

仙台市若林区役所（建設部公園課）  
○宮城県告示第六百五十七号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第三十七号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称			指 定 区 域
大分類	中分類	小分類	
仙台湾沿	仙台海岸	深沼地区	基点A 北緯三八度一五分〇秒五九八七東経一四一度〇〇分 基点B 北緯三八度一〇分五八秒二二八二東経一四〇度五十七分四三秒四三五六の地点 (ア)点 北緯三八度一〇分五八秒二二八二東経一四〇度五十七分四三秒四三五六の地点 (イ)点 北緯三八度一五分〇秒四二二四三東経一四一度〇〇分 (ウ)点 北緯三八度一五分〇秒一七七八東経一四一度〇〇分 (エ)点 北緯三八度一五分〇秒六六五四東経一四一度〇〇分 三七秒三八五の地点

(オ)点 北緯三八度四分四九秒九六四東経一四一度〇〇分	(カ)点 北緯三八度四分四九秒九五七〇東経一四一度〇〇分	(キ)点 北緯三八度四分四九秒八五二五東経一四一度〇〇分	(ク)点 北緯三八度四分四九秒〇八四七東経一四〇度五九分	(ケ)点 北緯三八度四分四九秒〇八一九〇東経一四〇度五九分	(コ)点 北緯三八度四分四九秒〇五二七東経一四〇度五九分	(ク)点 北緯三八度四分四九秒〇二九〇九東経一四〇度五九分	(サ)点 北緯三八度四分四九秒〇二四東経一四〇度五九分	(シ)点 北緯三八度四分四九秒〇二二東経一四〇度五九分	(ス)点 北緯三八度四分四九秒〇一七五東経一四〇度五九分	(セ)点 北緯三八度四分四九秒〇一四七東経一四〇度五九分	(ソ)点 北緯三八度四分四九秒〇一三三東経一四〇度五九分	(タ)点 北緯三八度四分四九秒〇一〇七東経一四〇度五九分	(チ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇八三東経一四〇度五九分	(ツ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇六二東経一四〇度五八分	(テ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇四二東経一四〇度五八分	(ト)点 北緯三八度四分四九秒〇〇二二東経一四〇度五八分	(ナ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇〇二東経一四〇度五八分	(ニ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇〇二東経一四〇度五八分	(ハ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇〇二東経一四〇度五八分	(ヘ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇〇二東経一四〇度五八分	(フ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇〇二東経一四〇度五八分	(マ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇〇二東経一四〇度五八分	(ミ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇〇二東経一四〇度五八分	(メ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇〇二東経一四〇度五八分	(モ)点 北緯三八度四分四九秒〇〇〇二東経一四〇度五八分
--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和五年度宮城県漁業取締船「うみたか」中間検査工  
事及び一般整備工事 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部水産業振興課 仙台市青葉区  
本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年九月二十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北ドック鉄工株式会社 塩竈市北浜四丁目十四番  
一号
- 五 落札金額 三千五百万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

(ヤ)点 北緯三八度一分二八秒〇七九三東経一四〇度五八分	(ユ)点 北緯三八度一分二八秒九四一〇東経一四〇度五八分	(ヨ)点 北緯三八度一分二八秒三五〇六東経一四〇度五八分	(ラ)点 北緯三八度一分二八秒六〇二三東経一四〇度五七分	(リ)点 北緯三八度一分二八秒二三八七東経一四〇度五七分	(ル)点 北緯三八度一分二八秒五三三七九東経一四〇度五八分	(ロ)点 北緯三八度一分二八秒七五三二東経一四〇度五八分	(ワ)点 北緯三八度一分二八秒五五九八東経一四〇度五八分	(ヰ)点 北緯三八度一分二八秒四九三二六東経一四〇度五九分	(ヱ)点 北緯三八度一分二八秒四三六三三東経一四〇度五九分	(ン)点 北緯三八度一分二八秒三七八一七東経一四〇度五九分	(ネ)点 北緯三八度一分二八秒三二〇八七東経一四〇度五九分	(ノ)点 北緯三八度一分二八秒二六三三三東経一四〇度五九分	(ハ)点 北緯三八度一分二八秒二〇五八三東経一四〇度五九分	(ヘ)点 北緯三八度一分二八秒一四八三三東経一四〇度五九分	(フ)点 北緯三八度一分二八秒〇九〇八三東経一四〇度五九分	(マ)点 北緯三八度一分二八秒〇三三三三東経一四〇度五九分	(メ)点 北緯三八度一分二八秒〇七五八三東経一四〇度五九分	(モ)点 北緯三八度一分二八秒〇一八三三東経一四〇度五九分
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

七 入札の公告を行った日 令和五年八月八日

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和五年十月二十日

一 公聴会の日時及び場所  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所
令和五年十一月九日（木）午後七時から	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎

二 件名

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町及び大衡村の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和五年十一月二日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものをまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

- (一) 都市計画の目標
- (二) 区域区分の決定の有無及び区域区分の決定の方針
- (三) 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
  - (5) 防災に関する都市計画の決定の方針
- 2 仙塩広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化区域に編入する。

市 町 名	地 区 名	面 積 (ha)
富谷市	日渡	三・五

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三・三三三四）に行うこと。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県財務システム端末装置等機器賃借、導入設定及び保守業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結の日から令和十年十二月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県行政庁舎、宮城県警察本部、宮城県各合同庁舎、各警察署 外
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更正手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 次に掲げる認証制度のいずれかを取得していること。

- (一) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度
- (二) プライバシーマーク制度

9 過去五年以内に当該調達要件と同等以上の契約を締結し、履行した実績を有すること。（賃貸借業務で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過したものを含む。）

10 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

- (一) すべての構成員が1に該当し、かつ2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。
- (二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。（企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独で本人札に重複して参加することはできない。）

11 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三日八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和五年十月二十日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局会計課出納・決算班（電話〇二二二二二一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年十月二十日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年十月二十六日（木）から令和五年十月三十日（月）までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年十月三十日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 電子調達システムにより入札する場合

入札の期間 令和五年十一月一日（水）午前九時から令和五年十一月二日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 令和五年十一月二日（木）午後五時

ロ 提出場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出することとする。

6 開札の日時及び場所

令和五年十一月六日（月）午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎一階 出納局会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語及び通貨等

本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(二) 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法

入札書には、契約期間全体の委託料総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札執行の方法 一般競争入札

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Lease, installation and maintenance of financial management system terminals and other equipment

2 Period of Contract : March 1, 2024 to December 31, 2028

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office and other locations

4 Deadline for Bid : November 2, 2023, 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Treasury/Accounting Section, Accounting Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570  
Japan, E-mail : kaikeik@pref.miyagi.lg.jp

選挙管理委員会

○宮選管告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和五年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

かとう義弘後援会 高橋 猛 高橋 猛 栗原市金成沢辺町沖二二三 令和五年九月二十八日

しみずだにゆか後援会 清水谷結香 清水谷結香 亶理郡亶理町荒浜隈崎六一四三 令和五年九月二十七日

高橋浩二後援会 高橋 浩二 高橋 香夜 亶理郡山元町大平字畑中九一二 令和五年六月三十日

二上みつこ後援会 二上 光子 二上 正志 遠田郡涌谷町涌谷字中江北二一一 令和五年九月二十八日

早坂あき後援会 早坂千亜紀 早坂千亜紀 仙台市青葉区中江一一九一九 令和五年九月二十六日

ローレンス綾子後援会 千葉 和彦 千葉久美子 仙台市太白区秋保町馬場字滝原九五一一二 令和五年九月一日

若い力で宮城の新時代を創る会 池田 純 池田 純 多賀城市浮島一一七一〇 令和五年九月十四日

和田まさこ後援会 平間 りか 和田 牧子 岩沼市宇朝日三二一一二 令和五年六月五日

○宮選管告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

委員 皆川 章太郎

委員 皆川 章太郎

委員 皆川 章太郎

委員 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日  
自由民主党宮城県支部 高橋 義憲 代表者 高橋 義憲 沼田 啓介 令和五年六月十四日  
部連合会桜会支部

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

池田純後援会 池田 純 主たる事務所 多賀城市浮島一一七一〇 多賀城市城南二一一一二 令和五年九月一日

大友やすのぶ後援会 大友 則子 代表者 大友 則子 大泉 勇 令和五年九月十八日

長田ただひろ後援会 長田 忠広 代表者 長田 忠広 相原 磯雄 令和五年九月二十二日

すずき新津男後援会 鈴木新津男 主たる事務所 多賀城市高橋二一五一一三一 多賀城市高橋二一一六一七 令和五年九月一日

須田善明後援会 高橋 正典 代表者 高橋 正典 石森 洋悦 鈴木 敬幸 令和五年九月十日

中島もとはる後援会 佐々木好昭 代表者 佐々木好昭 小松 庸一 令和五年四月一日

中島もとはる後援会 千田 清憲 代表者 千田 清憲 佐々木好昭 令和五年九月十四日

平岡しずか後援会 平岡 静香 主たる事務所 富谷市あけの平一一二一一 富谷市明石台二一九一一六 令和五年八月二十五日

守屋もりたけ後援会 守屋 守武 主たる事務所 気仙沼市松崎高谷一〇九九 気仙沼市長磯浜二八一 令和五年九月一日

渡辺ひろふみを支える会 渡辺 博史 代表者 渡辺 博史 西尾 洋祐 中村 公紀 令和五年九月八日

渡辺よしお後援会 富澤 純一 代表者 富澤 純一 日下 米夫 令和五年八月十五日

○宮選管告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和五年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

委員 皆川 章太郎

安住としゆき後援会 安住 稔幸 令和五年九月二十一日  
 佐藤洋治後援会 升 忠彦 令和五年九月五日  
 チーム宮城 鈴木 由香 令和五年八月三十一日  
 にしざわ文久後援会 西澤 文久 令和五年九月二十一日  
 吉田みつお後援会 佐藤 匠 令和五年九月十五日  
 わが直義後援会 和賀 直義 令和五年九月二十一日

○宮選管告示第百一十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

安住としゆき後援会  
 報告年月日 5. 9. 28 (5. 9. 21解散)  
 1 収入総額 0  
 2 支出総額 0  
 佐藤洋治後援会  
 報告年月日 5. 9. 13 (5. 9. 05解散)  
 1 収入総額 0  
 2 支出総額 0  
 チーム宮城  
 報告年月日 5. 9. 15 (5. 8. 31解散)  
 1 収入総額 0  
 2 支出総額 0  
 にしざわ文久後援会  
 報告年月日 5. 9. 28 (5. 9. 21解散)  
 1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

吉田みつお後援会

報告年月日 5. 9. 29 (5. 9. 15解散)

1 収入総額 7,955

前年繰越額 7,955

2 支出総額 0

わが直義後援会

報告年月日 5. 9. 28 (5. 9. 21解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百一十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

池田 純 池田純後援会 主たる事務所 多賀城市浮島一 多賀城市城南二 令和五年九月一日

守屋 守武 守屋もりたけ後援会 主たる事務所 一〇九 八 一 令和五年九月一日

〇宮選管告示第百一十三号 気仙沼市松崎高谷 気仙沼市長磯浜二 令和五年九月一日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和五年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日

安住 稔幸 安住としゆき後援会 令和五年九月二十一日

西澤 文久 にしざわ文久後援会 令和五年九月二十一日

和賀 直義 わが直義後援会

令和五年九月二十一日

○宮選管告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた令和三年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和四年宮選管告示第百二十三号の一部を次のとおり改める。

令和五年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

自由民主党宮城県第四選挙区支部の令和三年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 57,154,984」を「1 収入総額 57,188,532」に

「本年収入額 39,634,961」を「本年収入額 39,668,509」に改める。

2 支出総額中

「2 支出総額 27,061,527」を「2 支出総額 27,095,075」に改める。

3 本年収入の内訳中

「寄附 7,909,961」を「寄附 7,943,509」に

「政治団体分 6,510,000」を「政治団体分 6,543,548」に改める。

4 支出の内訳中

「経常経費 16,379,014」を「経常経費 16,412,562」に

「備品・消耗品費 1,245,176」を「備品・消耗品費 1,278,724」に改める。

5 寄附の内訳中

「年間五万円以下のもの 314,000」を「年間五万円以下のもの 347,548」に改める。

自由民主党宮城県ふるさと振興支部の令和三年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 6,098,452」を「1 収入総額 15,098,452」に

「本年収入額 6,000,000」を「本年収入額 15,000,000」に改める。

2 支出総額中

「2 支出総額 5,444,560」を「2 支出総額 14,444,560」に改める。

3 本年収入の内訳中

「寄附 6,000,000」を「寄附 15,000,000」に

「政治団体分 6,000,000」を「政治団体分 15,000,000」に改める。

4 支出の内訳中

「政治活動費 1,899,805」を「政治活動費 10,899,805」に

「組織活動費 1,657,805」を「組織活動費 10,657,805」に改める。

5 寄附の内訳中

「志友会 6,000,000 仙台市青葉区」の次の行に

「新日本のごころ 9,000,000 東京都渋谷区」を加える。

○宮選管告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により政治団体から届出があつた届出事項の異動について、訂正の届が提出されたので、令和五年宮選管告示第八十八号の一部を次のとおり改める。

令和五年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

自由民主党泉区支部の主たる事務所の所在地の異動の

新中

「仙台市青葉区上杉一〇一〇」を「仙台市泉区南中山三一四一二四」に改める。

自由民主党太白区支部の主たる事務所の所在地の異動の

新中

「仙台市青葉区上杉一〇一〇」を「仙台市太白区八本松一一五一一三」に改める。

自由民主党宮城野区支部の主たる事務所の所在地の異動の

新中

「仙台市青葉区上杉一〇一〇」を「仙台市宮城野区原町二一一三五」に改める。

自由民主党若林区支部の主たる事務所の所在地の異動の

新中

「仙台市青葉区上杉一〇一〇」を「仙台市若林区大和町五一八二〇」に改める。

自由民主党若林区支部の主たる事務所の所在地の異動の

新中

「仙台市青葉区上杉一〇一〇」を「仙台市若林区大和町五一八二〇」に改める。